

許可番号09722078118

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県西条市今在家1218番地1

氏 名 今治加工株式会社

代表取締役 北岡 康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項
証する。

高松市長 大西 秀



許可の年月日 令和3年2月25日

許可の有効年月日 令和8年2月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（破碎処分に限る。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①木くず（ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）

以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設 1基

設置場所：香川県高松市郷東町字乾新開796番69

設置年月日：令和4年2月18日

処理能力：木くず 90t/日（9時間）

許可年月日：令和3年8月18日

許可番号：2021-82-2

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年2月25日（当初許可）

令和4年4月5日（事業の用に供する施設の変更に伴う書換え交付）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以上

以下余白